

天候悪化（台風接近及び大雨、大雪など）への対応について

1. 前日までの対応

台風等の接近及び大雪が予想される場合、前日の12時（正午）までに市教育委員会と校長会が協議し、翌日の対応について決定し、次の方法で各家庭へ連絡する。

- ① 生徒を通じて文書により連絡する。
- ② 前日13:00以降、緊急連絡メールによる連絡を行う。
- ③ 休日の場合は、②の方法で連絡する。
※メール登録をしていない家庭には、担任が電話連絡をする。
- ④ 連絡内容 …「臨時休業」または「一部休業（登校時刻の変更）」
または「通常通り」及び「給食の有無について」

2. 当日の朝、登校について保護者の判断を「可」とする場合

- 下記(1)～(4)の場合は、臨時休校としないが、実際の天候等の状況によって、保護者の判断で登校を見合わせることを「可」とする。
※その場合、必ず学校に連絡をする。
- 気象情報（警報等）が発令されているかどうかの確認は、保護者が行う。
- 保護者の判断により登校を見合わせた場合は、「出席停止・忌引」に該当するため、遅刻・欠席としない。
※習志野市の気象情報の地域区分は気象庁ホームページによる「東葛飾」に含まれる。

- (1) 学校から前日に「一部休業」または「通常通り」の連絡があったにも関わらず、午前6時の時点で暴風警報や大雨特別警報、大雪警報が発令されている場合、また習志野市に土砂災害警戒情報が発表されている場合。
- (2) 台風・強力な低気圧等の接近・通過に伴い、暴風警報が発令されず、大雨警報、洪水警報だけが発令されている場合。
- (3) 急激な天候変化時に雷注意報、竜巻注意情報、大雨警報、洪水警報が発令されている場合。
- (4) その他、通学路において安全が確保されていない場合。

3. 生徒の在校時の下校についての措置

生徒が在校しているときに、警報・注意報の発令があった場合、そのようなことが予測される場合は、中学校区の校長間で下校時刻等について情報交換の上、その措置を決定（下校を早める、または遅らせる等）する。

その場合、学校から緊急連絡メール（連絡網）により保護者へ連絡する。

4. その他

- （１）前日または当日の朝に、登校時の急激な天候の変化や悪天候が予想される場合は、緊急メール（連絡網）により保護者へ連絡する。
- （２）臨時休校となった日の給食費は徴収する。

* 中学生という発達段階を踏まえ、「自分で自分の安全は守る（自助）」力を身につけていく必要があると考え生徒を指導する。